

クレーン・電気チェーンブロックの法令と規則

電気チェーンブロックは設置、使用される形態や吊り上げ荷重(または積載荷重)によっては、クレーン等安全規則でいうクレーン等に該当し、その制作、使用、検査、整備については、クレーン等安全規則の適用を受けることになります。

- クレーン(トロリ付で電気チェーンブロックを使用した場合)…吊り上げ荷重1/2t以上
 - 簡易リフト…積載荷重1/4t以上
 - その他(移動式クレーン・デリック・エレベーター・建設用リフト等)
- クレーン等安全規則及び他の法令規則が適用されます。

電気チェーンブロックをトロリなしで使用し、荷のための搬器がないか、搬器があってもその昇降をガイドする物がない場合にはクレーン等に該当しません。

- (操特) クレーンの操作に関する特別の教育を受けた人。 (免) クレーン運転士免許所持者。 (技) 5t以上の床上操作式クレーンを操作するための技能講習修了者
 (玉特) 玉掛けに関する特別の教育を受けた人。 (玉) 玉掛け技能講習修了者。 (職) 職業訓練法に基づく玉掛け科の訓練を修了した人。 (労) その他労働大臣が定める人。

法令規則に規定される義務の種類→		設置段階の手續き義務、製造者の資格			使用する段階での必要資格		保守点検及びその記録保存の義務
規定の義務を果たすべき者又は資格を必要とされている者→		製造者	クレーン等を使用する事業者		クレーンを操作する人	玉掛けをする人	クレーン等を使用する事業者
クレーン又は簡易リフトの種類・容量		製造許可	設置届け～検査証具備迄	設置報告 荷重試験	③事業者は、資格のない者を当作業につかせてはなりません。		
クレーンのうち床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式の物、又は跨線テルハで、吊り上げ荷重が、	0.5t未満				規定なし	規定なし	
	0.5t以上1t未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉特)か(玉)か(職)か(労)	○
	1t以上3t未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	3t以上5t未満	○	○		(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	5t以上	○	○		(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
クレーンのうち、上記に該当しない物で、(例:遠隔操作)吊り上げ荷重が、(スタッカ一式は除く)	0.5t未満				規定なし	規定なし	
	0.5t以上1t未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉特)か(玉)か(職)か(労)	○
	1t以上3t未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	3t以上5t未満	○	○		(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	5t以上	○	○		(免)に限る	(玉)か(職)か(労)	○
クレーンのうち、スタッカ一式クレーンで、吊り上げ荷重が、	0.5t未満				規定なし	—	—
	0.5t以上1t未満			○	(操特)か(技)か(免)	—	○
	1t以上5t未満	○	○		(操特)か(技)か(免)	—	○
	5t以上	○	○		(免)に限る	—	○

